

報第1号

## 下呂市国民保護計画の変更について

下呂市国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年2月26日提出

下呂市長 服部 秀洋

下呂市国民保護計画新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

修正箇所	新	旧																																																
第1編 第3章 関係機関の 事務又は業 務の大綱等	<p>関係機関の連絡先</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市役所・下呂庁舎</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)</td> <td>下呂市萩原町萩原1166-8</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> <td>[削除]</td> <td>[削除]</td> <td>[削除]</td> </tr> <tr> <td>下呂振興事務所</td> <td>下呂市森801-10</td> <td>25-2252</td> <td>25-3010</td> </tr> <tr> <td>下呂総合庁舎 (農林部・建設部)</td> <td>下呂市萩原町羽根2605-1</td> <td>53-2010</td> <td>52-1870 52-3676</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下略]</p>	機関名	所在地	電話番号	FAX番号	下呂市役所・下呂庁舎	[略]	[略]	[略]	下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)	下呂市萩原町萩原1166-8	[略]	[略]	[削除]	[削除]	[削除]	[削除]	下呂振興事務所	下呂市森801-10	25-2252	25-3010	下呂総合庁舎 (農林部・建設部)	下呂市萩原町羽根2605-1	53-2010	52-1870 52-3676	<p>関係機関の連絡先</p> <p>1 市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下呂市役所・下呂庁舎 (下呂振興事務所含む)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)</td> <td>下呂市萩原町萩原1856</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>星雲会館</td> <td>下呂市萩原町萩原1166-8</td> <td>52-2900</td> <td>52-3166</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下略]</p>	機関名	所在地	電話番号	FAX番号	下呂市役所・下呂庁舎 (下呂振興事務所含む)	[略]	[略]	[略]	下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)	下呂市萩原町萩原1856	[略]	[略]	星雲会館	下呂市萩原町萩原1166-8	52-2900	52-3166	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
機関名	所在地	電話番号	FAX番号																																															
下呂市役所・下呂庁舎	[略]	[略]	[略]																																															
下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)	下呂市萩原町萩原1166-8	[略]	[略]																																															
[削除]	[削除]	[削除]	[削除]																																															
下呂振興事務所	下呂市森801-10	25-2252	25-3010																																															
下呂総合庁舎 (農林部・建設部)	下呂市萩原町羽根2605-1	53-2010	52-1870 52-3676																																															
機関名	所在地	電話番号	FAX番号																																															
下呂市役所・下呂庁舎 (下呂振興事務所含む)	[略]	[略]	[略]																																															
下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)	下呂市萩原町萩原1856	[略]	[略]																																															
星雲会館	下呂市萩原町萩原1166-8	52-2900	52-3166																																															
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]																																															
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]																																															
第2編 第1章 第1 市における 組織・体制の 整備	<p>1 市の各部課室における平素の業務 ※平成29年4月1日付けの組織再編に伴う修正 (別紙1参照)</p> <p>2 市職員の参集基準等 (1)～(5) [略] (6) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>市長公室長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>市長公室長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>市長公室長</td> <td>総務部長</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td>市長公室長</td> <td>総務部長</td> <td>建設部長</td> <td>農林部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下略]</p>	名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	市 長	副市長	教育長	市長公室長	副市長	教育長	市長公室長	総務部長	教育長	市長公室長	総務部長	建設部長	市長公室長	総務部長	建設部長	農林部長	<p>1 市の各部課室における平素の業務 ※平成29年4月1日付けの組織再編に伴う修正 (別紙1参照)</p> <p>2 市職員の参集基準等 (1)～(5) [略] (6) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> <th>代替職員 (第3順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> <td>経営管理部長</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> <td>経営管理部長</td> <td>建設部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>経営管理部長</td> <td>建設部長</td> <td>農林部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下略]</p>	名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)	市 長	副市長	教育長	総務部長	副市長	教育長	総務部長	経営管理部長	教育長	総務部長	経営管理部長	建設部長	総務部長	経営管理部長	建設部長	農林部長								
名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																																															
市 長	副市長	教育長	市長公室長																																															
副市長	教育長	市長公室長	総務部長																																															
教育長	市長公室長	総務部長	建設部長																																															
市長公室長	総務部長	建設部長	農林部長																																															
名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)																																															
市 長	副市長	教育長	総務部長																																															
副市長	教育長	総務部長	経営管理部長																																															
教育長	総務部長	経営管理部長	建設部長																																															
総務部長	経営管理部長	建設部長	農林部長																																															
第3編 第2章 市対策本部 の設置等	<p>1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 ①～③ [略] ④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>市役所下呂庁舎</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤～⑥ [略] (2) [略] (3) 市対策本部の組織構成及び機能 【災害対策本部の編成】 ※平成29年4月1日付けの組織再編に伴う修正 (別紙2参照) 【市対策本部長の補佐機能の編成例】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>危機管理班</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>企画班</td> </tr> <tr> <td>市民活動推進班</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下略]</p>	危機管理班	[略]	企画班	市民活動推進班	<p>1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 ①～③ [略] ④市対策本部の開設</p> <p>市対策本部担当者は、<u>市役所下呂庁舎2階防災情報課横</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑤～⑥ [略] (2) [略] (3) 市対策本部の組織構成及び機能 【災害対策本部の編成】 ※平成29年4月1日付けの組織再編に伴う修正 (別紙2参照) 【市対策本部長の補佐機能の編成例】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>防災情報班</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td>管理班</td> </tr> </tbody> </table> <p>[以下略]</p>	防災情報班	[略]	総務班	管理班																																								
危機管理班	[略]																																																	
企画班																																																		
市民活動推進班																																																		
防災情報班	[略]																																																	
総務班																																																		
管理班																																																		
第3編 第7章 第4 武力攻撃原 子力災害及 びNBC 攻撃 による災害 への対処等	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処 (1)～(6) [略] (7) <u>避難退域時検査及び簡易除染の実施</u></p> <p>市長は、<u>避難又は一時移転(防災基本計画(原子力災害対策編)の一時移転をいう。)</u>の際の住民等に対する<u>避難退域時検査及び簡易除染の実施等</u>については、県及び市が策定する地域防災計画、原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針等の定める例により県に協力し行うものとする。</p> <p>[以下略]</p>	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処 (1)～(6) [略] (7) <u>スクリーニング及び除染の実施</u></p> <p>市長は、<u>避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施等</u>については、県及び市が策定する地域防災計画、原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針等の定める例により県に協力し行うものとする。</p> <p>[以下略]</p>																																																

## 【市の各部課室における平素の業務】〈新〉

市本部（本所）

市支部（振興事務所）

部 名 (部長)	班 名 (班 長)	分 担 任 務	班 名 (班 長)	分 担 任 務
市長公室 (市長公室長)	危機管理班 (危機管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・市国民保護対策本部に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事。</li> <li>・災害対策全般に関する事。</li> <li>・災害情報等の伝達に関する事。</li> <li>・災害情報の報告に関する事。</li> <li>・退避の指示等に関する事。</li> <li>・避難実施要領の策定に関する事。</li> <li>・災害時の輸送計画に関する事。</li> <li>・災害復旧計画に関する事。</li> <li>・電気、通信その他施設の災害対策のための使用に関する事。</li> <li>・各種団体への協力要請及び連絡調整に関する事。</li> </ul>	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興事務所管内における災害全般に関する事。</li> <li>・各班、市本部及び関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>・災害情報の報告に関する事。</li> <li>・退避の指示等に関する事。</li> <li>・振興事務所職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・防災行政無線の管理及び運用に関する事。</li> <li>・災害復旧計画に関する事。</li> <li>・庁舎等の安全及び電源等確保に関する事。</li> <li>・市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>・市有車両の災害対策のための確保及び使用に関する事。</li> <li>・災害情報の収集に関する事。</li> <li>・被害情報のとりまとめに関する事。</li> <li>・災害活動に協力する自治会等の連絡に関する事。</li> <li>・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導に関する事。</li> <li>・災害対策用物資の確保等に関する事。</li> <li>・社会教育関係施設の災害対策に関する事。</li> <li>・スポーツ施設の災害対策に関する事。</li> <li>・災害活動に協力する女性、青年団体等との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	企画班 (企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部、県本部及び関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>・応急対策特命に関する事。</li> <li>・災害情報の収集に関する事。</li> <li>・安否情報収集のための体制整備及び照会に対する回答に関する事。</li> <li>・安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握に関する事。</li> <li>・安否情報システムの整備に関する事。</li> <li>・危機管理班の実施事項の応援に関する事。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関する事。</li> </ul>		
	秘書広報班 (秘書広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関の対応に関する事。</li> <li>・災害関係の広報及び掲示掲載に関する事。</li> <li>・防災行政無線の管理及び運用に関する事。</li> </ul>		

	市民活動推進班 (市民活動推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集に関すること。</li> <li>・被害情報のとりまとめに関すること。</li> <li>・災害活動に協力する自治会等の連絡に関すること。</li> <li>・社会教育関係施設の災害対策に関すること。</li> <li>・災害活動に協力する女性、青年団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>・スポーツ施設の災害対策に関すること。</li> <li>・避難所開設の協力に関すること。</li> </ul>		
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係文書の受理及び発送に関すること。</li> <li>・本部職員の動員及び配備に関すること。</li> <li>・各振興事務所等との人員調整に関すること。</li> <li>・災害時の労働力確保に関すること。</li> <li>・他の部及び班に属さない事項に関すること。</li> </ul>	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の避難誘導等に関すること。</li> <li>・庁内流入避難者への対応に関すること。</li> <li>・災害時の住民基本台帳等調製及び確認に関すること。</li> </ul>
	財務班 (財務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の予算及び財政の運営に関すること。</li> <li>・庁舎等の安全及び電源等確保に関すること。</li> <li>・市有財産の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>・市有車両の災害対策のための確保及び使用に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
	市民班 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の避難誘導等に関すること。</li> <li>・庁内流入避難者への対応に関すること。</li> <li>・避難所開設及び管理の協力に関すること。</li> <li>・災害時の住民基本台帳等調製及び確認に関すること。</li> <li>・社会福祉班、高齢福祉班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
	税務班 (税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。</li> <li>・市民班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		

	会 計 班 (会計課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害経費の執行と物品の出納に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
観光商工部 (観光商工部長)	観 光 班 (観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光業者の災害対策に関すること。</li> <li>・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。</li> <li>・観光施設の災害対策に関すること。</li> </ul>		
	商 工 班 (商工課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策用物資の確保等に関すること。</li> <li>・商工業者の災害対策に関すること。</li> <li>・商工施設の災害対策に関すること。</li> <li>・り災商工業者の融資に関すること。</li> </ul>		
	観 光 施 設 班 (観光施設長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。</li> <li>・観光施設の災害対策に関すること。</li> </ul>		
健康福祉部 (健康福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護法に基づく救援活動全般に関すること。</li> <li>・県との連絡調整に関すること。</li> <li>・要配慮者に対する支援に関すること。</li> <li>・ボランティアの受付及び登録に関すること。(社会福祉協議会と協働)</li> <li>・災害救助物資及び義援金品の募集、配分に関すること。</li> <li>・り災世帯に対する世帯更正資金等の融資に関すること。</li> <li>・災害援護資金等の貸与等に関すること。</li> <li>・り災者に対する生活保護に関すること。</li> </ul>	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護法に基づく救援活動全般に関すること。</li> <li>・社会福祉関係施設の災害対策に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び管理に関すること。</li> <li>・要配慮者に対する支援に関すること。</li> </ul>
	高 齢 福 祉 班 (高齢福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉関係施設の災害対策に関すること。</li> <li>・避難所の開設及び管理に関すること。</li> <li>・遺体の処理及び火葬に関すること。</li> <li>・り災高齢者の保護・処遇・生活支援に関すること。</li> </ul>		

	<p>児童福祉班 (児童福祉課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・保育園児の避難等安全確保に関すること。</li> <li>・り災児童の保護に関すること。</li> </ul>		
	<p>健康医療班 (健康医療課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における食品衛生に関すること。</li> <li>・災害時における感染症予防及び防疫に関すること。</li> <li>・災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>・災害対策用医薬品等の調達に関すること。</li> <li>・病院、診療所の災害対策の連絡調整に関すること。</li> <li>・社会福祉班、高齢福祉班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
	<p>金山病院班 (事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>・災害時における施設の安全対策に関すること。</li> <li>・入院患者等の避難誘導に関すること。</li> </ul>		
	<p>小坂診療所班 (管理課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>・災害時における施設の安全対策に関すること。</li> <li>・入院患者等の避難誘導に関すること。</li> </ul>		
農林部 (農林部長)	<p>農務班 (農務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用主要食糧の調達に関すること。</li> <li>・被災農林畜水産業者に対する融資に関すること。</li> <li>・災害時における病虫害の発生予察及び防除に関すること。</li> <li>・災害時における農業技術の指導普及に関すること。</li> <li>・土地改良事業の災害対策に関すること。</li> <li>・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。</li> </ul>	<p>地域振興班 (地域振興課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用主要食糧の調達に関すること。</li> <li>・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・林産物及び林地、林業施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・土地改良事業の災害対策に関すること。</li> </ul>	
	<p>林務班 (林務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林産物及び林地、林業施設等の災害対策に関すること。</li> </ul>		

建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。</li> <li>・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。</li> <li>・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。</li> <li>・水防に関すること。</li> <li>・建設防災支援隊等との災害対策のための連絡調整に関すること。</li> </ul>	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。</li> <li>・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。</li> <li>・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。</li> <li>・被災住宅の応急修理の協力に関すること。</li> <li>・水防に関すること。</li> <li>・その他振興事務所の上下水道全般の災害対策に関すること。</li> </ul>
	建築班 (建築課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災住宅の応急修理の協力に関すること。</li> <li>・被災建築物応急危険度判定業務に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅等の用地に関すること。</li> <li>・住宅応急処置についての協力に関すること。</li> <li>・土木班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
生活部 (生活部長)	上下水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の飲料水供給に関すること。</li> <li>・水道施設の災害対策に関すること。</li> <li>・下水道施設の災害対策に関すること。</li> </ul>	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の災害対策に関すること。</li> </ul>
	生活班 (生活課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の災害対策に関すること。</li> <li>・公共バスの災害対策に関すること。</li> <li>・通信、放送施設の災害対策に関すること。</li> </ul>		
環境部 (環境部長)	環境班 (環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における環境保全対策に関すること。</li> <li>・災害時における清掃及び衛生対策(ごみ処理・し尿処理等)に関すること。</li> </ul>		
	環境施設班 (環境施設課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時におけるごみ処理施設の管理及び運営に関すること。</li> <li>・災害時におけるし尿処理施設の管理及び運営に関すること。</li> </ul>		

消 防 本 部 (消 防 長)	消 防 総 務 班 (消防総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事。 (救急・救助を含む)</li> <li>・住民の避難誘導に関する事。</li> <li>・災害対策活動全般に関する事。</li> <li>・緊急消防援助隊等への派遣要請に関する事。</li> <li>・消防本部内の連絡調整に関する事。</li> <li>・消防団との協調に関する事。</li> </ul>		
	予 防 ・ 通 信 班 (予 防 ・ 通 信 課 長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防に関する事。</li> <li>・建築物の防火対策に関する事。</li> <li>・危険物の取扱いに関する事。</li> <li>・自主防災組織等との連絡調整に関する事。</li> <li>・消防及び救急通信に関する事。</li> <li>・災害情報の収集、集約に関する事。</li> </ul>		
	各 消 防 署 班 (各消防署長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害への対処に関する事。 (救急・救助を含む)</li> <li>・住民の避難誘導に関する事。</li> <li>・消防活動全般に関する事。</li> <li>・水防活動全般に関する事。</li> <li>・救助救急活動に関する事。</li> <li>・り災者の救助その他応急対策活動に関する事。</li> </ul>		
教 育 部 (教育委員会 教育部長)	教 育 総 務 班 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の災害対策全般に関する事。</li> <li>・教育財産の災害対策に関する事。</li> <li>・給食センター施設の災害対策に関する事。</li> <li>・災害時における学校給食に関する事。</li> <li>・り災者への炊き出しに関する事。</li> <li>・教育義援金品の配布に関する事。</li> <li>・教育部内の連絡調整に関する事。</li> <li>・文化財の災害対策に関する事。</li> <li>・教育部内の他の班に属さない事項に関する事。</li> </ul>	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の災害対策全般に関する事。</li> <li>・り災者への炊き出しに関する事。</li> <li>・児童、生徒の避難等の対策に関する事。</li> <li>・避難所開設の協力に関する事。</li> <li>・文化財の災害対策に関する事。</li> </ul>



	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育施設の災害対策に関すること。</li> <li>・児童、生徒の避難等の対策に関すること。</li> <li>・避難所開設の協力に関すること。</li> <li>・災害時の授業その他の対策に関すること。</li> <li>・被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関すること。</li> </ul>		
議 会 部 (議会事務局 長兼監査委員 事務局長)	議 会 ・ 監 査 班 (議会総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員との連絡に関すること。</li> <li>・見舞及び視察者等の対応に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
消 防 団 部 (消防団長)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の連絡調整に関すること。</li> <li>・消防活動全般に関すること。</li> <li>・水防活動全般に関すること。</li> <li>・救助救急活動に関すること。</li> <li>・り災者の救助その他応急対策活動に関すること。</li> <li>・消防警戒区域の設定に関すること。</li> <li>・災害の防御に関すること。</li> <li>・情報収集に関すること</li> <li>・消防本部の活動支援に関すること。</li> <li>・避難住民の誘導に関すること。</li> <li>・警報・避難の指示の住民への伝達に関すること。</li> </ul>	各 方 面 隊 (各方面隊長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動全般に関すること。</li> <li>・水防活動全般に関すること。</li> <li>・救助救急活動に関すること。</li> <li>・り災者の救助その他応急対策活動に関すること。</li> </ul>

※国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

## 【市の各部課室における平素の業務】〈旧〉

市本部（本所）

市支部（振興事務所）

部 名 (部長)	班 名 (班 長)	分 担 任 務	班 名 (班 長)	分 担 任 務
総 務 部 (総務部長)	防 災 情 報 班 (防災情報課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護協議会の運営に関する事。</li> <li>・市国民保護対策本部に関する事。</li> <li>・特殊標章等の交付等に関する事。</li> <li>・災害対策全般に関する事。</li> <li>・退避の指示等に関する事。</li> <li>・避難実施要領の策定に関する事。</li> <li>・災害時の輸送計画に関する事。</li> <li>・通信、放送施設の災害対策に関する事。</li> <li>・電気、通信その他施設の災害対策のための使用に関する事。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関する事。</li> </ul>	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振興事務所管内における災害全般に関する事。</li> <li>・各班、市本部及び関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>・災害情報の報告に関する事。</li> <li>・退避の指示等に関する事。</li> <li>・振興事務所職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・災害時の輸送計画に関する事。</li> <li>・災害時の労働力確保に関する事。</li> <li>・防災行政無線の管理及び運用に関する事。</li> <li>・災害復旧計画に関する事。</li> <li>・庁舎等の安全及び電源等確保に関する事。</li> <li>・市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>・市有車両の災害対策のための確保及び使用に関する事。</li> <li>・災害情報の収集に関する事。</li> <li>・被害情報のとりまとめに関する事。</li> <li>・災害活動に協力する自治会等の連絡に関する事。</li> <li>・災害関係の広報に関する事。</li> <li>・通信、放送施設の災害対策に関する事。</li> <li>・観光業者の災害対策に関する事。</li> <li>・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関する事。</li> <li>・観光及び商工施設の災害対策に関する事。</li> <li>・り災観光業者の融資に関する事。</li> <li>・災害対策用物資の確保等に関する事。</li> <li>・商工業者の災害対策に関する事。</li> <li>・り災商工業者の融資に関する事。</li> <li>・振興事務所の他の班に属さない事項に関する事。</li> </ul>
	管 理 班 (管理課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部職員の動員及び配備に関する事。</li> <li>・各振興事務所等との人員調整に関する事。</li> <li>・各種団体への協力要請及び連絡調整に関する事。</li> <li>・災害時の労働力確保に関する事。</li> <li>・庁舎等の安全及び電源等確保に関する事。</li> <li>・市有財産の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>・市有車両の災害対策のための確保及び使用に関する事。</li> <li>・防災情報班の実施事項の応援に関する事。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関する事。</li> </ul>		
	総 務 班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報等の伝達に関する事。</li> <li>・各部、県本部及び関係機関等との連絡調整に関する事。</li> <li>・災害情報の報告に関する事。</li> <li>・災害復旧計画に関する事。</li> <li>・災害関係文書の受理及び発送に関する事。</li> <li>・防災行政無線の管理及び運用に関する事。</li> <li>・他の部及び班に属さない事項に関する事。</li> </ul>		

	会 計 班 (会計管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害経費の執行と物品の出納に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報収集のための体制整備。</li> <li>・安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握。</li> <li>・安否情報システムの整備。</li> </ul>
経営管理部 (経営管理部)	総合政策班 (企画財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集に関すること。</li> <li>・安否情報収集のための体制整備及び照会に対する回答に関すること。</li> <li>・安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握。</li> <li>・安否情報システムの整備。</li> </ul>		
	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集に関すること。</li> <li>・被害情報のとりまとめに関すること。</li> <li>・災害活動に協力する自治会等の連絡に関すること。</li> </ul>		
	秘書広報班 (秘書広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係の広報及び掲示掲載に関すること。</li> <li>・報道機関の対応に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
	財政班 (企画財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の予算及び財政の運営に関すること。</li> <li>・応急対策特命に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		
観光商工部 (観光商工部長)	観光班 (観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光業者の災害対策に関すること。</li> <li>・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。</li> <li>・観光施設の災害対策に関すること。</li> <li>・り災観光業者の融資に関すること。</li> </ul>		
	商工班 (商工課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策用物資の確保等に関すること。</li> <li>・商工業者の災害対策に関すること。</li> <li>・商工施設の災害対策に関すること。</li> <li>・り災商工業者の融資に関すること。</li> </ul>		
	観光施設班 (観光施設長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。</li> <li>・観光施設の災害対策に関すること。</li> </ul>		

市民部 (市民部長)	市民班 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の避難誘導等に関する事</li> <li>・市内流入避難者への対応に関する事</li> <li>・避難所開設及び管理の協力に関する事</li> <li>・災害時の住民基本台帳等調製及び確認に関する事</li> <li>・福祉班の実施事項の応援に関する事</li> </ul>	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来庁者の避難誘導等に関する事</li> <li>・市内流入避難者への対応に関する事</li> <li>・避難所開設及び管理の協力に関する事</li> <li>・災害時の住民基本台帳等調製及び確認に関する事</li> <li>・健康福祉班の実施事項の応援に関する事</li> </ul>
	税務班 (税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事</li> <li>・福祉班の実施事項の応援に関する事</li> </ul>		
福祉部 (福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護法に基づく救援活動全般に関する事</li> <li>・県との連絡調整に関する事</li> <li>・要配慮者に対する支援に関する事</li> <li>・ボランティアの受付及び登録に関する事。(社会福祉協議会と協働)</li> <li>・災害救助物資及び義援金品の募集、配分に関する事</li> </ul>	地域振興班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護法に基づく救援活動全般に関する事</li> <li>・社会福祉関係施設の災害対策に関する事</li> <li>・避難所の開設及び管理に関する事</li> <li>・遺体の処理及び火葬に関する事</li> <li>・ボランティアの受付及び登録に関する事。(社会福祉協議会と協働)</li> <li>・災害救助物資及び義援金品の配分に関する事</li> <li>・り災地帯に対する世帯更正資金等の融資に関する事</li> <li>・災害援護資金等の貸与等に関する事</li> <li>・り災者に対する生活保護に関する事</li> <li>・り災児童の保護に関する事</li> <li>・要配慮者に対する支援に関する事</li> <li>・災害時の医療及び助産に関する事</li> <li>・災害時における食品衛生に関する事</li> <li>・災害時における感染症予防及び防疫に関する事</li> <li>・保健センター等の災害対策に関する事</li> <li>・災害時における清掃及び衛生対策(ゴミ処理・し尿処理等)に関する事</li> </ul>
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉関係施設の災害対策に関する事</li> <li>・避難所の開設及び管理に関する事</li> <li>・遺体の処理及び火葬に関する事</li> <li>・り災世帯に対する世帯更正資金等の融資に関する事</li> <li>・災害援護資金等の貸与等に関する事</li> <li>・り災者に対する生活保護に関する事</li> <li>・り災児童の保護に関する事</li> </ul>		
	児童福祉班 (児童福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園施設等の災害対策に関する事</li> <li>・保育園児の避難等安全確保に関する事</li> </ul>		
健康医療部 (健康医療部長)	健康班 (健康医療課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における食品衛生に関する事</li> <li>・災害時における感染症予防及び防疫に関する事</li> <li>・福祉班の実施事項の応援に関する事</li> </ul>		
	医療対策班 (健康医療課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療及び助産に関する事</li> <li>・災害対策用医薬品等の調達に関する事</li> <li>・病院、診療所の災害対策の連絡調整に関する事</li> </ul>		

	金山病院班 (金山病院事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>・災害時における施設の安全対策に関すること。</li> <li>・入院患者等の避難誘導に関すること。</li> </ul>		
	小坂診療所班 (小坂診療所事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>・災害時における施設の安全対策に関すること。</li> <li>・入院患者等の避難誘導に関すること。</li> </ul>		
農 林 部 (農林部長)	農 務 班 (農務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用主要食糧の調達に関すること。</li> <li>・被災農林畜水産業者に対する融資に関すること。</li> <li>・災害時における病害虫の発生予察及び防除に関すること。</li> <li>・災害時における農業技術の指導普及に関すること。</li> <li>・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・被災農林畜水産業者に対する融資に関すること。</li> </ul>	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用主要食糧の調達に関すること。</li> <li>・被災農林畜水産業者に対する融資に関すること。</li> <li>・災害時における病害虫の発生予察及び防除に関すること。</li> <li>・災害時における農業技術の指導普及に関すること。</li> <li>・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・林産物及び林地、林業施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・土地改良事業の災害対策に関すること。</li> </ul>
	林 務 班 (林務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・林産物及び林地、林業施設等の災害対策に関すること。</li> <li>・土地改良事業の災害対策に関すること。</li> </ul>		
建 設 部 (建設部長)	土 木 班 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。</li> <li>・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。</li> <li>・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。</li> <li>・水防に関すること。</li> <li>・建設防災支援隊等との災害対策のための連絡調整に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅等の用地に関すること。</li> <li>・住宅応急処置についての協力に関すること。</li> </ul>	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。</li> <li>・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。</li> <li>・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。</li> <li>・被災住宅の応急修理の協力に関すること。</li> <li>・被災建築物応急危険度判定業務に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅に関すること。</li> <li>・市営住宅の災害対策に関すること。</li> <li>・水防に関すること。</li> </ul>
	建 築 班 (建築課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災住宅の応急修理の協力に関すること。</li> <li>・被災建築物応急危険度判定業務に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅に関すること。</li> <li>・市営住宅の災害対策に関すること。</li> <li>・建設班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		

上下水道道部 (上下水道部長)	水道料金班 (水道料金課長)	・災害時の飲料水供給に関する こと。	地域振興班 (地域振興課長)	・水道施設の災害対策に関する こと。 ・下水道施設の災害対策に関する こと。 ・災害時の飲料水供給に関する こと。 ・その他振興事務所の上下水道 全般の災害対策に関するこ と。
	水道事業班 (水道事業課長)	・水道施設の災害対策に関する こと。 ・下水道施設の災害対策に関する こと。		
環境部 (環境部長)	環境班 (環境課長)	・災害時における環境保全対策 に関すること。 ・災害時における清掃及び衛生 対策(ゴミ処理・し尿処理等) に関すること。		
	環境施設班 (環境施設課長)	・災害時におけるごみ処理施設 の管理及び運営に関するこ と。 ・災害時におけるし尿処理施設 の管理及び運営に関するこ と。		
消防本部 (消防長)	消防総務班 (消防総務課長)	・武力攻撃災害への対処に関する こと(救急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関すること ・災害対策活動全般に関するこ と。 ・緊急消防援助隊等への派遣要 請に関すること。 ・消防本部内の連絡調整に関する こと。 ・消防団との協調に関するこ と。	各消防署・分署 班 (各消防署長)	・武力攻撃災害への対処に関する こと(救急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関すること ・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策 活動に関すること。
	予防班 (予防課長)	・火災予防に関すること。 ・建築物の防火対策に関するこ と。 ・危険物の取扱いに関するこ と。 ・自主防災組織等との連絡調整 に関すること。		
	通信指令班 (通信指令対策 官)	・消防及び救急通信に関するこ と。 ・災害情報の収集、集約に関する こと。		

教 育 部 (教育委員会 教育部長)	教 育 総 務 班 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の災害対策全般に関すること。</li> <li>・教育財産の災害対策に関すること。</li> <li>・給食センター施設の災害対策に関すること。</li> <li>・災害時における学校給食に関すること。</li> <li>・り災者への炊き出しに関すること。</li> <li>・教育義援金品の配布に関すること。</li> <li>・教育部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・教育部内の他の班に属さない事項に関すること。</li> </ul>	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係の災害対策全般に関すること。</li> <li>・教育財産の災害対策に関すること。</li> <li>・給食センター施設の災害対策に関すること。</li> <li>・災害時における学校給食に関すること。</li> <li>・り災者への炊き出しに関すること。</li> <li>・教育義援金品の配布に関すること。</li> <li>・学校教育施設の災害対策に関すること。</li> <li>・児童、生徒の避難等の対策に関すること。</li> <li>・避難所開設の協力に関すること。</li> <li>・災害時の授業その他の対策に関すること。</li> <li>・被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関すること。</li> <li>・社会教育関係施設の災害対策に関すること。</li> <li>・スポーツ施設の災害対策に関すること。</li> <li>・文化財の災害対策に関すること。</li> <li>・災害活動に協力する女性、青年団体等との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育施設の災害対策に関すること。</li> <li>・児童、生徒の避難等の対策に関すること。</li> <li>・避難所開設の協力に関すること。</li> <li>・災害時の授業その他の対策に関すること。</li> <li>・被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関すること。</li> </ul>		
	生 涯 学 習 班 (生涯学習課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育関係施設の災害対策に関すること。</li> <li>・文化財の災害対策に関すること。</li> <li>・災害活動に協力する女性、青年団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>・スポーツ施設の災害対策に関すること。</li> <li>・避難所開設の協力に関すること。</li> </ul>		
議 会 部 (議会事務局 局長)	議 会 ・ 監 査 班 (議会総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会議員との連絡に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> <li>・見舞及び視察者等の対応に関すること。</li> <li>・他班の実施事項の応援に関すること。</li> </ul>		

<p>消 防 団 部 (消防団長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団の連絡調整に関するこ と。</li> <li>・消防活動全般に関するこ と。</li> <li>・水防活動全般に関するこ と。</li> <li>・救助救急活動に関するこ と。</li> <li>・り災者の救助その他応急対策 活動に関するこ と。</li> <li>・消防警戒区域の設定に関する こ と。</li> <li>・災害の防御に関するこ と。</li> <li>・情報収集に関するこ と。</li> <li>・消防本部の活動支援に関する こ と。</li> <li>・避難住民の誘導に関するこ と。</li> <li>・警報・避難の指示の住民への 伝達に関するこ と。</li> </ul>	<p>消 防 班 (方面隊長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動全般に関するこ と。</li> <li>・水防活動全般に関するこ と。</li> <li>・救助救急活動に関するこ と。</li> <li>・り災者の救助その他応急対策 活動に関するこ と。</li> </ul>
---------------------------	---	-------------------------	--

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。



【災害対策本部の編成】〈新〉



【災害対策本部の編成】〈旧〉



## 【参考資料】

# 下呂市国民保護計画の変更の趣旨及び概要

## 1. 変更の趣旨

下呂市国民保護計画は、平成 16 年 6 月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）を受け、平成 19 年 3 月に策定したものです。

この計画は、国民保護法第 35 条第 1 項の規定により、国が定める「国民の保護に関する基本方針」及び岐阜県が定める岐阜県国民保護計画（以下「県計画」という。）に基づき市が作成しなければならないとされています。

今回の変更は、県計画が改訂されたことに伴い、それとの整合性を図るとともに、市の組織再編等による変更を行うものです。

## 2. 変更する項目

### （1） 県計画改訂に伴う変更

武力攻撃原子力災害への対処として実施される「スクリーニング」（放射線汚染検査）について、「避難者に対するスクリーニング」と「被ばく患者に対するスクリーニング」に区別がされ、「避難者に対するスクリーニング」を「避難退域時検査」と表記することになったことに伴う変更をします。

また、避難の際の住民に対する「除染」を「簡易除染」に名称変更されたことに伴う変更をします。

### （2） 市の組織再編等に伴う変更

市の組織再編に伴う市対策本部の編成、各部課の所掌事務及び庁舎・振興事務所の位置を変更します。